

越前おおの魅力発信支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

大野市長 石山志保

越前おおの魅力発信支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の多様な地域資源及び産業の魅力を発信する事業の展開を促進することにより、地域経済の活性化及び市内事業者の自立的な成長につなげることを目的として、稼ぐ力の向上につながるイベント等の実施に対し越前おおの魅力発信支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に事業所を置く法人又は個人をいう。
- (2) 越前おおのブランド 越前おおの産業ブランド力向上戦略において定義するもの又は市長が適当と認めたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（他の補助金等の交付を受けている、又は交付が見込まれている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で開催されるイベント等であること。
- (2) 次のいずれかの目的を有するイベント等であること。

ア 観光誘客による本市の認知度向上及び観光関連産業の活性化

イ 越前おおのブランドを活用した地域内消費の促進及び地域資源の価値創出

- ウ 商店街等の活性化によるまちなかのにぎわい創出及び消費の拡大
- エ 市内事業者の魅力発信によるイメージアップ及び人材確保
- オ アからエまでに掲げるもののほか、地域産業の振興又は地域経済の活性化などに資すると市長が認めるもの

(3) 別に定める審査委員会（以下「審査委員会」という。）の採択を受けた事業であること。

(4) 補助対象事業終了後に、次のいずれかの成果が期待できること。

- ア 地域内での消費促進
- イ 観光客の増加
- ウ 市内事業者間の連携促進
- エ 越前おおのブランドの認知度向上
- オ アからエまでに掲げるもののほか、地域産業の振興又は地域経済への波及効果が見込まれると市長が認めるもの

(5) 既存事業の単なる継続ではなく、新規性又は発展性を有すること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する市内事業者とし、市税の滞納がないものとする。

2 2者以上の市内事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表事業者を補助対象者とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費であって、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、15万円を上限とする。ただし、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、越前おおの魅力発信支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、補助対象事業実施前に提出しなければならない。ただし、審査委員会前に補助対象事業を実施する場合等市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、越前おおの魅力発信支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の通知を受けた日以後に事業に着手し、かつ、当該交付決定のあった日の属する年度の2月28日までに事業を完了しなければならない。

(申請事項の変更等)

第10条 補助事業者は、申請に係る事項を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、越前おおの魅力発信支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、越前おおの魅力発信支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して1か月以内又は補助事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、越前おおの魅力発信支援事業補助金完了実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、越前おおの魅力発信支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(関係図書の保存)

第13条 補助事業者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 3 条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費（販売を目的とする商品に係る原材料費を除く）
その他市長が必要と認める経費

備考 2者以上の市内事業者が共同で事業を実施する場合において、共同事業者間での取引に係る経費については、補助対象経費に含めない。

年 月 日

大野市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者

越前おおの魅力発信支援事業補助金交付申請書

越前おおの魅力発信支援事業補助金の交付を受けたいので、越前おおの魅力発信支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付して申請します。なお、申請に際し、住民基本台帳及び市税の納入状況等、市が有する情報のうち、審査に必要なものについて、大野市長が閲覧することに同意します。

記

1 事 業 名

2 補助対象経費 円

3 補助金交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 越前おおの魅力発信支援事業補助金事業計画書（別紙1-1）
- (2) 越前おおの魅力発信支援事業補助金収支予算書（別紙1-2）
- (3) 共同で事業を実施する場合は、代表事業者選任書（別紙1-3）
- (4) その他関係書類

別紙 1 - 1 (第 7 条関係)

越前おおの魅力発信支援事業補助金事業計画書

事業期間 (予定)	年 月 日から 年 月 日まで
実施場所	
事業の目的 (要綱第 3 条第 2 号)	下記から該当するものを選び、具体的に記載すること ア 観光誘客 イ 越前おおのブランド活用 ウ まちなかのにぎわい創出 エ 市内事業者の魅力発信 オ その他 (地域産業の振興や地域経済活性化など)
事業内容	イベント等の概要、実施体制、広報手段などを記載すること
事業終了後に期待される効果 (要綱第 3 条第 4 号)	下記から該当するものを選び、具体的に記載すること ア 地域内での消費促進 イ 観光客の増加 ウ 市内事業者間の連携促進 エ 越前おおのブランドの認知度向上 オ その他 (地域産業の振興や経済波及への波及効果など)
事業の新規性又は発展性 (要綱第 3 条第 5 号)	既存事業との違いや新しい取組、事業の発展性などを記載

別紙 1 - 2 (第 7 条関係)

越前おおの魅力発信支援事業補助金収支予算書

収入

(単位：円)

	金額	摘要
自己資金		
借入金		
補助金		
合計		

支出

(単位：円)

経費	金額	摘要
合計		

別紙 1 - 3 (第 7 条関係)

代表事業者 所在地  
名 称  
代表者

代表事業者選任書

私たちは、共同で事業を実施し、下記の事項を行わせるため、上記の者を代表事業者に選任しました。

記

越前おおの魅力発信支援事業補助金に関する一切の事項

1 事業名

(共同事業者一覧)

名称	代表者	所在地	役割
(代表事業者)			

様式第2号（第8条関係）

大野市指令 第 号

名 称

代表者

年 月 日付けで交付申請のあった越前おおの魅力発信支援事業補助金について、越前おおの魅力発信支援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は、円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業が完了したときは、必要な書類を添付して、速やかに完了実績報告書（様式第5号）及び請求書（様式第6号）を提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがあるので関係書類を5年間保存すること。

年 月 日

大野市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者

越前おおの魅力発信支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた越前おおの  
魅力発信支援事業補助金の内容を下記のとおり変更したいので、越前おおの魅力発  
信支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付資料

- (1) 変更の内容を確認できる書類
- (2) その他関係書類

様式第4号（第10条関係）

大野市指令 第 号

名 称

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった越前おおの魅力発信支援事業補助金について、越前おおの魅力発信支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は、円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業が完了したときは、必要な書類を添付して、速やかに完了実績報告書（様式第5号）及び請求書（様式第6号）を提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがあるので関係書類を5年間保存すること。

年 月 日

大野市長 様

報告者 所在地  
名 称  
代表者

越前おおの魅力発信支援事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた越前おおの  
魅力発信支援事業補助金に係る事業が完了したので、越前おおの魅力発信支援事業  
補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 事 業 名

2 補 助 対 象 経 費 円

3 補助金交付決定額 円

4 添付書類

- (1) 越前おおの魅力発信支援事業補助金事業実績書（別紙2-1）
- (2) 越前おおの魅力発信支援事業補助金収支決算書（別紙2-2）
- (3) 写真等事業の実施内容が分かるもの
- (4) 補助対象経費にかかる請求書、領収書の写し等
- (5) その他関係書類

別紙 2 - 1 (第 1 1 条関係)

越前おおの魅力発信支援事業補助金事業実績書

事業完了日	
実施内容	実際に行った内容を具体的に記載（イベント等の概要、実施体制、広報手段など）
事業終了後に得られた効果、今後期待される効果	得られた効果（実績）は、来場者数、売上、参加事業者数など、可能な限り数値で記載してください

別紙 2 - 2 (第 1 1 条関係)

越前おおの魅力発信支援事業補助金収支決算書

収入

(単位：円)

	金額	摘要
自己資金		
借入金		
補助金		
合計		

支出

(単位：円)

経費	金額	摘要
合計		

年 月 日

大野市長 様

請求者 所在地  
名 称  
代表者

越前おおの魅力発信支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定の補助金について、  
越前おおの魅力発信支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円  
2 補助金交付請求額 円

金融機関の名称			
本・支店名			
口座種別	普 当	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

3 添付書類

- (1) 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等がわかるもの）  
(2) 交付決定通知書の写し